

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

平成28年2月3日

特定医療法人長生会 大井田病院



高 知 県

災害派遣医療チーム (DMAT) の出動に関する協定書

高知県知事 (以下「甲」という。) と、特定医療法人長生会 大井田病院 病院長 (以下「乙」という。) とは、高知DMAT運用計画第3条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出勤し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、高知DMAT運用計画に基づき、高知DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して高知DMATの出動を要請する。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、高知DMATの出動が可能と判断したときは、高知DMATを出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に高知DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した高知DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

(指揮命令系統等)

第3条 乙が出動させた高知DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 高知DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、高知DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(活動)

第4条 高知DMATは次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、災害現場における医療情報の収集及び伝達、トリアージ、応急治療及び搬送等 (現場活動)

(2) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療等 (病院支援)

(3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の治療 (地域医療搬送)

(4) 被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外に航空機等を用いた患者搬送 (広域医療搬送)

(5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 高知DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

3 甲と乙は、高知県救急医療・広域災害情報システム等を活用して情報を共有し、高知DMATの活動の後方支援を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年2月3日

甲	(住所)	高知県高知市丸ノ内1丁目3番10号
	(知事名)	高知県知事
乙	(住所)	高知県宿毛市中央8丁目3-6
	(代表者名)	特定医療法人長生会 大井田病院 院長

(費用弁償等)

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた高知DMATが、前条に定める業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して高知DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた高知DMATが、災害救助法第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は災害救助法第18条及び同法施行令第5条の定めるところにより費用を弁償する。

(待機に係る費用)

第7条 高知DMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた高知DMATの隊員が、その業務に従事したため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(平成10年3月30日高知県条例第3号)に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた高知DMATの医療救護活動における事故等に対応するため傷害保険に加入する。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、高知DMATの出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

